

21 産業教育手当

農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭若しくは常勤の講師又は実習助手が、これらの課程において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する場合等に支給する。

条例第21条の3

(1) 支給範囲

(ア) 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常勤の講師で、農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者

規則7-36

第2条第1項

ただし、次に該当する者は除かれる。

〔昭和45年通知
第114号〕

(イ) 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者

(ii) 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者

(イ) 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、これらの課程における実習を行う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける実習助手で次に該当する者で担当実習に関し技術優秀と認められるもの。ただし、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う実習に関連する勤務時間数がその者の勤務時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者は除かれる。

規則7-36

第2条第2項

(i) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者

(ii) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者

(2) 支給額

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{教職調整額})\} \times \frac{6}{100}$$

規則7-36第4条

ただし、定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{教職調整額})\} \times \frac{3}{100}$$

(注) その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-36第5条

ただし、離職し、又は死亡した場合において、次に該当するときは支給できない。

(i) その者が、その月の1日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日(下記の(イ)の(i)~(iii)の場合以外の日)が全くないとき

(ii) その者が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、下記の(イ)の(i)~(iii)に該当することとなる場合の日数が引き続き16日以上となるとき

(イ) 月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次に該当する場合は、支給することができない。

規則7-36第3条

(i) 出張した場合

(ii) 研修に参加した場合

〔昭和45年通知
第114号〕

(iii) 勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害による病気休暇又は休職の場合を除く。）

22 定時制通信教育手当

定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長，副校長，教頭，主幹教諭，教員及び実習助手に支給する。

条例第21条の6

(1) 支給範囲

(ア) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）

条例第21条の6

第1項

(イ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）

(ウ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）

(エ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）

(オ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。））

(カ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の実習助手で，次に該当する者で担当実習に関し技術優秀と認められるもの

(i) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者

規則7-40第1条

昭和42年通知
第267号

(ii) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者

(2) 支給額

(ア) 前記(1)の(エ)から(カ)までに掲げる職員のうち，定時制教育に従事する職員であって，月の1日から末日までの間において，学校職員勤務時間条例の規定により割り振られた正規の勤務時間の一部が午後9時以降に割り振られた日数が，その月における勤務すべき日数の2分の1を超えるもの又は通信教育に従事する職員

規則7-40

第2条第1号

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{教職調整額})\} \times \frac{6}{100} \quad (\text{注})$$

(イ) 前記(1)の(ア)から(ウ)までに掲げる職員のうち，夜間において授業を行う定時制の課程（「夜間課程」という。）又は通信制の課程を置く高等学校の校長，副校長及び夜間課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭

第2号

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{教職調整額})\} \times \frac{4}{100} \quad (\text{注})$$

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に掲げる職員以外の職員

第3号

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{教職調整額})\} \times \frac{3}{100} \quad (\text{注})$$

(注) その額に1円未満の端数があるときは，切り捨てた額とする。

規則7-40第2条

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-40第4条

ただし，離職し，又は死亡した場合において，次に該当するときは支給できない。

- (i) その者が、その月の1日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日（下記の（イ）の（i）～（iii）の場合以外の日）が全くないとき
 - (ii) その者が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、下記の（イ）の（i）～（iii）に該当することとなる場合の日数が引き続き16日以上となるとき
- (イ) 月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次に該当する場合は、支給することができない。
- (i) 出張した場合
 - (ii) 研修に参加した場合
 - (iii) 勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害による病気休暇又は休職の場合を除く。）

規則7—40第3条

〔昭和42年通知
第267号〕